



インドの急成長:世界の舞台で台頭する大国

過去10年間、インド経済は驚異的な急成長を遂げ、2023年にはGDPが37億5,000万米ドルの大台に乗り、世界第5位の経済大国へと躍進し ました。インド経済は世界的な評価を得ており、国際通貨基金(IMF)はインドの経済のしなやかな成長を称賛し、世界銀行はインドが「最も急 速に成長する主要経済国」であり続けると述べています1。

また、国際協力銀行 (JBIC) による日本の製造業の海外事業展開に関する調査では、インドが3年ぶりに有望国のトップに返り咲きました。世 界の製造業は、地政学的リスクを事業戦略上ますます重要視していますが、そのリスクに対応する上で地理的な利点があること、世界的にも稀 に見る民主的な新興経済大国であり規模と成長の両面で力強い経済指標を示していることから、インドはより注目を集めているといえます。

この他にも、インドは強固な市場規模、力強い労働力、自動化とデジタル化の進展と相まってイノベーションを促進する環境を有しており、そ の市場の魅力を際立たせています。

特にインドの製造業セクターは、製造業向けの有利な政策、インフラの改善、「Make in Indiaキャンペーン」のようなインド政府の革新的な イニシアティブによって大幅な成長を遂げています。製造業の例からも、成長促進策を打ち出し、ビジネスのしやすさに重点を置くことで投資環 境を育成することは、インド政府にとって最重要課題であり続けると言えます。実際インドは、政府の継続的な取り組みを通じ、ビジネスのしや すさ (ease-of-doing-business) ランキングで2014年の142位から、2019年には63位に急上昇しています²。

このようにインドは急成長を遂げていく中で、日本はインドの経済発展において極めて重要な役割を果たしてきました。これまで日印両国は、 インフラプロジェクト、製造能力の向上・技能開発支援に関する広範な投資、政府・企業間の技術的および戦略的提携を通じて、強力なパート ナーシップを築いてきました。



強い絆を築く日印経済パートナーシップ

インドの対日貿易総額は2022-23年度には219.6億米ドルに増加し、輸出額は61.7億米ドル、輸入額は143.9億米ドルとなっています。。日 本はインド経済に対する第5位の投資国であり、2000年4月から2023年3月までの累積FDI流入額は387億米ドル³で、2019-20年度までは年 率15%で成長していました。この成長率はコロナ禍において一時的に低下したものの、その後上昇に転じ、2022~2023年度には20%増とな りました。日本は現在、インドに約5兆円を投資すると表明³しており、特に鉄鋼業については2030年までに300トン⁴ の生産能力を持つまでに 成長する見込みであることから、特に投資意欲が高まっています。

日本からの対インド直接投資額(百万米ドル)5



現在、1.400社を超える日本企業が、インフラ、自動車、医療機器、消費財、繊維、化学、エレクトロニクスなど、さまざまな産業でインドに進出 しています。また、再生可能エネルギー、電気自動車、新興企業、ハイテク企業などの新興セクターでも事業を展開しています(インドでは、鉄道・ 原子力・防衛などを除く全ての主要セクターにおいて、100%の自動承認直接投資が認められています)。

実際、インドはアジア太平洋地域の国々の中で、既存の日本企業が最も多く事業拡大を計画している国として首位に立っています。日本貿易 振興機構 (JETRO) が最近実施した調査によると、回答した日本企業の72.5%が今後1~2年の間にインドでの事業拡大や投資拡大を計画し ています。

またインド政府は、外国投資を誘致し、国内生産と技術革新を促進する「Make in Indiaキャンペーン」を推進しており、さまざまな生産連動 インセンティブ 制度の実施と相まって、日印両国に資する貿易関係を築いてきました。

Make in Indiaキャンペーンを成功させるために、外国直接投資 (FDI: Foreign Direct Investment) 基準の自由化、規制手続きの合理化、 ビジネスのしやすさの促進など、複数の政策改革が実施されてきました。

なお、インドは過去数十年間、日本のODA 7 の最大の受け入れ国でした。デリー地下鉄は、日本からの政府開発援助の最も成功した例の1つ です。

また近年、日本とインドは、日本の新幹線システムを導入し、インドに高速鉄道を建設することを決定しました。これは日印関係を代表するフ ラッグシッププロジェクトと言えます。2023年3月に日本の岸田文雄首相がインドを訪問した際には、両国はムンバイ-アーメダバード高速鉄道 建設のための円借款供与に関する覚書を交わしています。

さらに日本は、半導体エコシステムの共同開発とグローバルサプライチェーンの強靭性維持に関する協定を締結した、インドにとって2番目の クアッドパートナーとなりました。

日本は「アクト・イースト政策」と「質の高いインフラパートナーシップ」の相乗効果を通じて、南アジアと東南アジアを結ぶ戦略的コネクティ ビティの支援を推進しています。

大量旅客輸送システムの実現を通じて、このプロジェクトは、より効率的な交通ネットワークを構築し、広範な地域の経済発展を促進すること が期待されています。

日本企業にとっては、まずはインド市場の需要に応えるための拠点を設立し、その後インド拠点を拡大し、アジア、中東、アフリカ、欧州全域の 市場に供給するといった戦略が、今後の道筋となるといえます。

なお、インドと日本は上記のような経済的な結びつきだけではなく、インドの僧侶ボディセナが日本に訪れた西暦752年から続く、精神的な親 和性と強固な文化に根ざした長い歴史をも共にしています。

インドの税制環境

インドはコンプライアンス手続きの簡素化を推し進め、投資と経済成長を促進するためのさまざまな税制上の優遇措置を提供しています。法 人税率は段階的に引き下げられており、特に新規に設立される製造業に対しては15%という低税率が設定されています。これにより、インドは 事業設立を目指す企業にとって魅力的な進出先となっています。

さらにインドは、従来の税務調査制度から非対面調査制度への移行を通じて、税務調査における透明性の向上に注力しています。また、税務 調査におけるデジタル化やリスクベースの調査対象選定、テクノロジーベースの統合とデータ共有も推進しています。全体として、インドの優遇 税制は国内外からの投資を促進し、経済発展と起業環境の整備に寄与しています。以下では、2023年4月1日から2023年6月31日までの四半 期におけるインドの主要な税制上のトピックを紹介します。

代替的紛争解決メカニズム

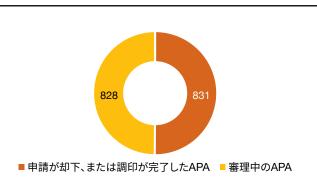
税務訴訟件数を減らし、納税者本位の環境と税制の効率的な運営を促進するため、インド税務当局はより効率的に紛争を解決することを目 指しており、移転価格の事前確認 (APA) や相互協議 (MAP) などの代替手段の利用を奨励しています。

このような仕組みは、移転価格の領域において納税者に税務上の確実性を提供しようとするもので、二重課税や意図しない租税条約の条項 違反のリスクを軽減することが期待できます。

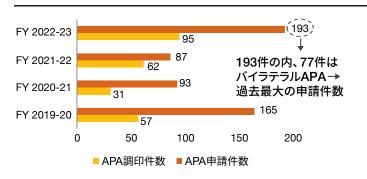
実際2022-23年度は、以下に示すとおり、インドのAPAプログラムにとって記録的な年となりました¹⁰。

- APAプログラム開始以来、過去最高のAPA調印数(95件)
- 過去最高の二国間APA調印件数(32件)
- 2023年3月24日、APAプログラム史上最多の1日調印件数(21件)
- 累計で400件目となるユニラテラルAPAと、500件目となるAPA (ユニラテラル、バイラテラル含む)の調印

2023年3月31日現在のAPA申請状況



APA申請·調印件数



さらに、第4次APA報告書10 によると、グループ内のサービス取引が広く税務訴訟の対象となっている一方、APAではこの取引が多く申請の 対象とされていることから、本件が税務当局と納税者の協力により、友好的に解決できることを示していると言えます。なお、APAの調印をさら に促進させるため、インド税務当局はAPAチームの体制を強化する措置を講じています。

相互協議制度(MAP)⁹ においてインド税務当局は、新規申請された案件よりも終結させた案件数の方を多くするという基本方針に従ってお り、それに伴い、インドのMAP残件数は徐々に減少しています。

このように、インド税務当局はビジネスのしやすさを促進し、納税者にとって敵対的でない税制を確保するために尽力しているといえます。

上記に関し、最近発表されたインドAPAプログラムに関する第4回および第5回年次報告書(APA報告書)に関する当社のニュースアラートは、 こちらのリンクからご参照いただけます。

送金自由化スキーム (LRS) に基づく送金および海外ツアーパッケージに対するTCS

これまでインド居住者の個人は、送金自由化スキーム (LRS: Liberalized Remittance Scheme) に基づき、1課税年度あたり25万米ドル (約 2,050万インド・ルピー) までを海外送金することが認められていました。しかし2020年の税制改正に伴い、2020年10月1日より年間70万イン ド・ルピー以上の送金に対して5%の税率でTCS課税 (Tax Collected at Source) が行われることとなりました 11 。さらに、インド居住者による 海外ツアーパッケージのための送金についても、課税対象となる閾値の設定は無く、5%の税率でTCSの対象となりました。

その後インド政府は2023年税制改正において、2023年7月1日からTCSの税率を5%から20%に引き上げ 12 、TCSの適用に関する閾値制限 を撤廃するとしましたが、最近この措置を延期し、2023年10月1日から20%のTCS税率引き上げを実施することを発表しました。新税率の概 要は以下のとおりです:

支払の性質	2023年10月1日から適用の税率
教育ローン	70万インド・ルピー以下は0% 70万インド・ルピー以上は0.5%
教育、医療を目的とした海外送金	70万インド・ルピー以下は0% 70万インド・ルピー以上は5%
その他の目的でのLRSに基づく海外送金	70万インド・ルピー以下は0% 70万インド・ルピー以上は20%
海外旅行ツアーパッケージ代金	70万インド・ルピー以下は5% 70万インド・ルピー以上は20%

この点に関して、日本人駐在員によるインド国外への給与の送金がTCSの対象となり、外国為替管理 (FEMA: Foreign Exchange Management Act) 規則上のLRSとみなされるのか否かが問題となります。



インドへの従業員の出向

インド最高裁判所は2022年5月、インド企業が外国企業に対して 行った出向者人件費に関する立替精算の課税可能性について、サー ビス税の観点から20 外国企業は出向を通じてインド企業に対する「人 材供給サービス」の提供に関与しているとして、このような契約に基 づく人件費の立替精算はサービス税の課税対象となると判決を下し ました。

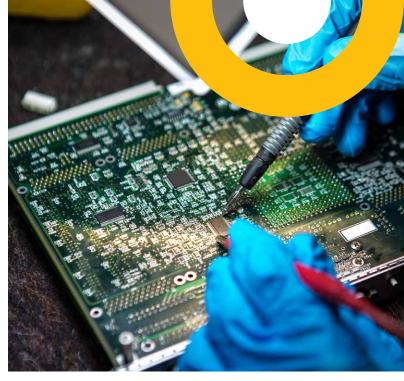
この判決はサービス税を対象としたものではあるものの、このよう な立替精算がインドの法人所得税上、技術的役務提供に対する対価 (FTS: Fee for Technical Service) としてインドで課税の対象となる か否かという、従来からの争点に対しても影響を与えています。

本判決後、多くの判決13が出されていますが、現状これらの判決の 多くは、それぞれの事実関係に基づき、インド企業が外国企業に対し て行った出向者人件費の立替精算は、FTSとしては課税されないと 判断しています。

これらの判決は、出向契約に規定されている出向者に関する外国 企業と出向先起業 (インド企業) の合意内容の影響を大きく受けてい ます。これらの判決では、出向者はインド企業の従業員であり、インド 企業が外国企業に支払った金額はサービスの対価ではなく、立替精 算であると認定しています。判決で言及された主な条件は以下のとお りです:

- 出向とは、外国企業による従業員の解放 (release) を意味する。
- 出向者は、インド企業の管理、指揮、監督の下でのみ業務に従事 する。
- 出向者は、インド企業のためにのみ勤務する。
- 外国企業は、インド企業に対して、出向者の業務遂行に関する義務 を負わない。
- 出向期間中、外国企業の出向者に対する先取特権は消滅する。 この点に関しては、当社が発行したニュースレターをご参照ください (リンク)。

上記に関連し、GST当局による出向契約に関するさまざまな調査 の実施、通達の発行が増加しており、主に課税の対象とされるべき金 額(海外給与部分のみか、インド給与も含むか)、納税に応じた場合 の支払った金額の仕入税額控除の可能性、利息の適用可能性などが 指摘されています。課税可否の判断にあたっては、個別の事情を勘案 して判断することが重要と言えます。また、同様の事案が最高裁で現 在係争中であり、その動向も把握しておくことが重要です。



第50回GST理事会(GST Council)

第50回GST理事会が2023年7月11日に開催されました。GST理 事会では以下のとおり、実質的な側面と手続的な側面でいくつかの 重要な発表がなされました。

- クロスチャージとインプット・サービス・ディストリビューター (ISD) の区別の明確化が図られ*、両者の区分を明確にするためさまざ まなケースが例示されました。GST審議会では、今後はISDとして のコンプライアンス要件が義務化されることが決定し、その規定は 将来適用とされることが決定されました。
- 保証交換や修理サービスの場合のGST課税の可否について明確 化されました。
- GST租税裁判所 (GST Appellate Tribunal) の設立について、中 央政府は2023年8月1日に関連規定を通達しました。現在、GST 租税裁判所の運用開始に向け協議が進んでいます。
- カジノ、競馬場、オンラインゲームでの取引額全額に対して28%の GSTが適用されます。
- その他、企業のコンプライアンスを簡略にするための複数の発表が なされています。

また、GST理事会での協議事項を発効するため、さまざまな通達 がなされています。この点に関しては、当社が発行したニュースレター をご参照ください(リンク)。

企業が国内に複数拠点を有しており、外部への支払いにあたり、本店がその他の拠点の 費用もまとめて立替払いを行った後精算請求する場合、それがGST法上のコンプライア ンスが比較的簡易なクロスチャージにあたるか、複数のコンプライアンスを履行する必 要のあるインプット・サービス・ディストリビューターにあたるかが議論となっていた。

インドと日本、認定事業者 (AEO) のための共同行動計画に 署名

インドと日本の当局は、両国の認定事業者 (AEO: Authorized Economic Operator) の相互承認協定 (MRA: Mutual Recognition Agreement) 締結に向けたロードマップを示す共同行動計画に署名 しました。この計画は、2023年6月24日にベルギーのブリュッセルで 開催された第141回および第142回世界税関機構関税協力理事会の 際に署名されました。

AEOの相互承認により、両国の税関当局は相手国のプログラムの 下で事業者に与えられたAEOの地位を承認することになります。この メリットとしては、システムに基づく円滑化、不要な取締りの軽減、外 国港におけるインドの輸出業者の荷物のリスクスコアの低下などが 挙げられます。

インドの中央間接税・関税委員会は、日本とのMRAが日印貿易を 大幅に促進する可能性があると期待しています15。

日印MRAが締結されれば、インドのAEO制度で認定された事業者 が受けることのできる特権が、日本でも利用できるようになります。同 じように、AEOに認定された日本の事業者も、インドでこれらの特典 を利用することができるようになります。

ビジネスのしやすさ ― 日印包括的経済連携協定に基づく 電子原産地証明 (e-CoO) の受け入れ

インド政府は、日本の発行機関が発行する原産地証明書(e-CoOs: e-Certificates of Origin) が全ての要件 (書式要件や原産地規則な ど)を満たしていれば、インドでも有効であることを明確にしました。 優遇措置を申請するには、輸入者はe-CoOをe-Sanchitポータルに アップロードする必要があります¹⁶。

その他の重要なアップデート

- 「インド=日本包括的経済連携協定適用除外通達」(2023年4 月29日付通達第36/2023号-税関)では、いくつかのHSコードが 修正されます。これは2023年5月1日から適用開始となったHS コードを、2023年財政法に合わせることを目的としています。
- 中国、EU、日本、韓国からのシアン化ナトリウムの輸入に対し、 アンチダンピング調査が開始されました。



- 1. www.livemint.com , www.economictimes.indiatimes.com
- 2. 2022-23年度経済動向調査
- 3. https://www.investindia.gov.in/country/japan-plus
- 4. https://www.ibef.org/indian-exports/india-japan-trade
- 5. 日本国外務省 (https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/data.html; USD 1 = JPY138.18)
- 6. 生産連動型インセンティブ (PLI: Production-linked incentive) スキームは、国内工場で生産された製品の利益または売上高の増分に対し て奨励金を支給することを目的としている。
- 7. 政府開発援助
- 8. Advance pricing agreement
- 9. Mutual agreement procedure
- 10. 直接税中央委員会
- 11. この税率は、特定の金融機関から教育目的で融資を受けた場合は0.5%であり、現在まで変更されていない。また、送金者がインド納税者 番号 (PAN) を有さない場合、税率は10%になる。
- 12. 教育や医療を目的としたインド国外への送金については、税率や限度額ともに変更はない。
- 13. Serco India (Delhi bench of the Tribunal 27 June 2023);

Juniper Networks Inc. (Bengaluru bench of the Tribunal – 8 May 2023);

Google LLC (Bengaluru bench of the Tribunal – 20 February 2023);

Boeing India (Delhi High Court - 11 October 2022);

Flipkart (Karnataka High Court - 24 June 2022)

- 14. https://aeoindia.gov.in/SourceCode/Website/about.html
- 15. インド間接税中央員会のSNS投稿より(2023年6月24日)
- 16. 2023年3月31日付税関インストラクションNo. 13/2023
- 17. 2023年7月4日付税関インストラクションNo. 19/2023
- 18. 2011年7月29日付け税関通達No. 69/2011
- 19. Intimation notification case no. AD(OI) 03/2023, dated 31 March 2023
- 20. CCE Bangalore vs Northern Operating systems

PwCについて

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose (存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバ ルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

© 2023 PricewaterhouseCoopers Private Limited. All rights reserved.

お問い合わせ先



Mukesh Agarwal パートナー

Mobile: +91 9811475360 mukesh.agarwal@pwc.com



福原 智之 ディレクター

Mobile: +91 74285 39941 Tomoyuki.f.Fukuhara@pwc.com



比村 恵 マネージャー

Mobile: +91 95605 02295 himura.megumi@pwc.com



武田 和幸 マネージャー

Mobile: +91 86570 00151 kazuyuki.a.takeda@pwc.com



福谷 由佳子 シニアアソシエイト

Mobile: +91 73050 51976 yukako.fukutani@pwc.com



岩嶋 泰三 パートナー

Mobile: +91 85270 50662 taizo.t.iwashima@pwc.com



座喜味 太一

アソシエイトディレクター Mobile: +91 63664 0227 taichi.z.zakimi@pwc.com



田中 佑紀

マネージャー

Mobile: +91 84483 32610 yuki.f.tanaka@pwc.com



水流 健成

シニアアソシエイト

Mobile: +91 96671 66461 takenari.t.tsuru@pwc.com



Data Classification: DC0 (Public)

In this document, PwC refers to PricewaterhouseCoopers Private Limited (a limited liability company in India having Corporate Identity Number or CIN: U74140WB1983PTC036093), which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), each member firm of which is a separate legal entity.

This document does not constitute professional advice. The information in this document has been obtained or derived from sources believed by PricewaterhouseCoopers Private Limited (PwCPL) to be reliable but PwCPL does not represent that this information is accurate or complete. Any opinions or estimates contained in this document represent the judgment of PwCPL at this time and are subject to change without notice. Readers of this publication are advised to seek their own professional advice before taking any course of action or decision, for which they are entirely responsible, based on the contents of this publication. PwCPL neither accepts or assumes any responsibility or liability to any reader of this publication in respect of the information contained within it or for any decisions readers may take or decide not to or fail to take.

本稿は、PwCインド法人が発行した『Tax and Regulatory Updates』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合 は、英語版に依拠してください。オリジナル(英語版)はこちらからダウンロードできます。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Private Limited. All rights reserved.

SG/November 2023 - M&C 32142